

準委任契約約款

第一条 委託者及び受託者（楽天コミュニケーションズ株式会社）は、お互いにより合意された表記（以下単に「表記」という。）の内容及び本約款に基づき、業務委託契約（以下「本契約」という。）を履行する。
2 委託業務（次条に定義する。）の詳細、作業期間、納入物（第八条に定める。）、委託料（第九条に定義する。）、支払期日、その他本件業務の遂行に必要な事項は、表記に記載する。
3 表記の内容と本約款の内容とが異なるときは、表記の内容が優先する。

第二条 受託者は、本契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって表記に定める業務（以下「委託業務」という。）を履行するものとする。

第三条 委託者が受託者に対して、委託業務を履行するために必要な仕様書、マニュアル、資料その他の貸与品を貸与する場合（以下その貸与目的物を「貸与資料等」という。）には、受託者は、貸与資料等を善良な管理者の注意をもって管理及び使用しなければならない。
2 受託者は、貸与資料等を委託業務の履行以外の目的で使用してはならず、また、第三者に譲渡し、担保に供しその他一切の処分を行ってはならない。
3 受託者は、委託業務が終了したとき又は委託者が請求したときは、委託者の指示に従い、直ちに貸与資料等を返却し、廃棄し、又はその他の処置を行うものとする。

第四条 受託者は、委託業務の実施にあたり、責任者（以下「実施責任者」という。）を定め、委託者に対して通知するものとする。
2 実施責任者は、次の各号に掲げる事項を行い、その責任を負うものとする。
一 委託業務に従事する者に対する指示及び管理
二 次条第一項に規定する担当責任者に対する報告及び通知
三 第十二条第一項に規定する秘密情報（複製物を含む。）の管理
四 前各号に定めるもののほか、委託業務に関する事項
3 受託者は、実施責任者を変更する場合には、委託者に対して通知するものとする。

第五条 委託者は、委託業務に関して、責任者（以下「担当責任者」という。）を定め、受託者に対して通知するものとする。
2 担当責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
一 委託業務に関する工程の総合調整
二 実施責任者に対する指示
三 実施責任者からの報告の確認及び実施責任者に対する通知
四 前各号に定めるもののほか、委託業務に関する事項
3 委託者は、担当責任者を変更する場合には、受託者に対して通知するものとする。

第六条 受託者は、委託業務を第三者に対して再委託することができる。
2 受託者は、委託業務を第三者に対して再委託する場合には、当該第三者との契約において、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者による委託業務の履行について、自ら履行した場合と同様の責任を負うものとする。

第七条 受託者は、委託者の請求があるときは、いつでも委託業務の処理の状況を報告し、委託業務が終了したときは、速やかにその経過 及

び結果を報告しなければならない。

2 委託者が、前項の委託業務終了報告を受け 4 日間が経過しても受託者に疑義を通知しない場合には、委託業務の終了を確認したものとみなすものとする。

第八条 本契約に基づき、受託者が、委託者に対して納入すべきものとして表記に定めるもの（以下「納入物」という。）がある場合、受託者は、本契約に従い委託者に対し納入するものとする。なお、受託者は、委託者に対して、ソースコードを納入する義務を負わないものとする。

第九条 委託者は、表記に定める委託業務の対価（以下「委託料」という。）を、表記に定める支払期日までに支払う。
2 委託者の責めに帰することができない事由によって受託者が委託業務の履行をすることができなくなったとき、又は本契約に基づく委託業務が履行の途中で終了したときは、受託者は、既にした履行の割合（委託業務の履行により得られる成果に対して委託料を支払う場合には、受託者が既にした履行により得られた成果のうち可分な部分の給付によって委託者が受ける利益の割合）に応じて委託料を請求することができる。
3 委託者の責めに帰すべき事由によって受託者が委託業務の履行をすることができなくなったとき、又は本契約に基づく委託業務が履行の途中で終了したときは、別途、委託者と受託者の間で書面にて合意をした場合を除き、受託者は、履行が未了の部分を含め委託料の全額を請求することができる。

第十条 委託料には、委託業務を処理するのに必要と認められる費用が含まれるものとする。

第十一条 委託業務遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産又はノウハウ等（以下併せて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）の帰属については、次のとおりとする。
一 委託者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、委託者単独に帰属するものとする。ただし、受託者が次条に定める守秘義務に違反しない範囲において委託業務遂行の過程で蓄積したアイデア、ノウハウ等に基づき第三者に対してサービスを提供できるものとする。
二 受託者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受託者単独に帰属するものとする。
三 委託者及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、貢献度に応じた持分にて共有するものとする。この場合、委託者及び受託者は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払なしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
四 受託者に帰属する特許権等を納入物に適用した場合には、受託者は委託者に対し、当該特許権等について、委託者が本契約に基づき納入物を使用するのに必要な範囲で、無償の通常実施権を実施許諾する。
2 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）の帰属については、以下のとおりとする。
一 委託者又は第三者が従前から有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属するものとする。

二 受託者は、委託者に対し、委託者が本契約に基づき納入物を使用するのに必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権翻案権等の著作物の利用権をいう。以下同じ。）を無償で許諾する。受託者は、かかる利用について著作人格権を行使しない。

3 受託者は、次条に定める守秘義務に違反しない範囲において、委託者が著作権を有する納入物を利用（有償無償を問わず受託者が納入物の利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化等して複製物を販売等することを含むものとする。）することができるものとする。

第十二条 委託者及び受託者は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報のうち、相手方が当該情報を記載又は記録された媒体に「秘密」「Confidential」等秘密である旨を示す表示をして開示した情報及び口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後三十日以内に書面により内容を特定した情報（以下併せて「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく、目的外の利用、必要最低限の分量を超えての複製及び第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一 開示のときに既に公知の情報又は開示を受けた者が保有していた情報

二 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

三 秘密情報を利用せずに独自に開発した情報

四 開示の時点で既に公知であった情報、及び開示を受けた者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

五 相手方から開示を受けた日から五年が経過した情報

2 前項にかかわらず、委託者及び受託者は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報については、当該法令の定めに基づく開示先に対して開示することができるものとする。この場合、法令の許す範囲で相手方に事前に通知するものとする。

3 委託者及び受託者は、委託業務が終了したとき又は相手方が請求したときは、相手方の指示に従い、直ちに秘密情報が記載又は記録された媒体を返却し、廃棄し、又はその他の処置を行うものとする。

第十三条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、委託業務の遂行に際して委託者より取扱いを委託された個人データ（法第2条第6項に規定する個人データをいう。以下同じ。）を第三者に漏洩してはならない。なお、委託者は、個人情報を受託者に提示する際にはその旨明示するものとする。また、委託者は、委託者の有する個人情報を受託者に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で受託者に提供するよう努めるものとする。

2 受託者は、個人データの管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 受託者は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に委託者から書面による承諾を受けるものとする。

4 個人情報の提供及び返還等については、前条3項を準用する。

第十四条 委託者及び受託者は、自ら及び自らの株主、役員その他自らを実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益、犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、また、過去に反社会的勢力ではなかったことを表明し、保証する。

2 委託者及び受託者は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して

以下の各号に該当する行為を行わせないことを保証する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 委託者又は受託者が前二項の表明保証に違反した場合、相手方は、第十六条の規定にかかわらず、何らの通知、催告等を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

4 第一項及び第二項の表明保証に違反した委託者又は受託者は、前項に基づく解除によって自らに損害又は負担が生じて、相手方に対してその賠償を求めることはできない。

第十五条 委託者及び受託者は、本契約に関して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、直接の結果として現実に被った通常の損害（逸失利益、特別損害は含まないものとする。）に限り損害賠償を請求することができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる表記に定める納入物の引渡し完了日、又は業務の終了確認日から6か月間が経過する前に相手方に対して不履行についての通知がなされなかった場合は行うことができない。

2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった表記に定める委託料の金額を限度とする。

3 次条の規定の違反に基づく損害賠償の請求については、前項の上限及び第1項の時的制限を適用せず、同損害賠償の額も同項の累積総額に算入しないものとする。

第十六条 委託者及び受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告等及び相手方に生じる損害の賠償を要せず直ちに本契約及び表記の全部又は一部を解除することができる。

一 本契約に違反し、是正の催告を受けたにもかかわらず二週間以内に当該違反が是正されないとき。

二 行政庁から許認可等の取消処分、営業停止処分その他の不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）を受けたとき。

三 差押え、仮差押え若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

四 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け若しくは自ら申立てを行い、清算の開始原因が生じ、又は私的整理の手続に入ったとき。

五 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能に陥ったとき。

六 解散の決議をしたとき。

七 信用状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第十七条 委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約に基づいて発生する権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、担保に供しその他一切の処分を行ってはならない。

第十八条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十九条 本契約に規定のない事項が生じた場合、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、委託者及び受託者は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努める。

<以下、余白>